

令和2年度（2020年度）熊本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年（2020年）5月19日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

市の全ての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者就労施設

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 基準該当就労継続支援B型事業所
- ・ 基準該当生活介護事業所

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている施設

- ・ 小規模作業所

ウ 法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ・ 重度障害者多数雇用事業所（※1）

（※1）重度障害者多数雇用事業所は、以下の①から③までの要件をすべて満たすものとする。

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合

が30%以上

(2) 在宅就業障害者

障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

(3) 在宅就業支援団体

障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りながら、次の取組を実施する。

(1) 全庁的な調達推進体制の整備

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的に「熊本市障害者優先調達推進会議」を設置し、年度毎の調達方針及び推進方法等を検討する。

(2) 熊本市障害者優先調達登録名簿の充実及び活用

「熊本市障害者就労施設からの物品等の優先調達に関する要綱」に基づく熊本市障害者優先調達登録名簿の登録業者の増加を図るとともに、対象となる物品等の調達にあたっては、可能な限り優先発注を行う。

(3) 障害者就労施設等の情報の収集と提供

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に必要な情報（提供可能な物品等の品目や、当該品目の標準的な履行期間、受注可能数量及び価格等）を積極的に収集し、庁内各課に分かりやすく提供することにより、物品等の調達拡大に努める。

(4) 円滑な調達を図るためのマッチング

共同受注窓口を積極的に活用することで、市が発注を予定する物品等の情報と(3)の情報とのマッチングを図り、障害者就労施設等からの円滑な調達に努める。

(5) 発注に際しての配慮等

市による発注の際には、障害者就労施設等に配慮した履行期間、発注数量を設定するとともに、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し丁寧な説明に努める。

(6) 商品力向上のための支援

物品等の調達のほか、施設職員を対象とした研修会の実施、販売機会の創設等により、障害者就労施設等が提供する商品の品質の向上及び品目の拡大等に向けた支援に努めるとともに、広く市民等への周知を図る。

(7) 外郭団体等に対する優先調達への促し

本市の外郭団体及び指定管理者等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

6 調達の目標

随意契約による調達実績額が前年度実績額を上回るよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は本市と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口からの物品等の調達について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。